

バスご利用の皆さまへ

この度、令和3年3月31日をもって、伊予鉄バス五明線の一部が廃止となり、その代替交通として「予約制乗合タクシー」が令和3年4月1日から運行することとなりました。

予約制乗合タクシーの事前利用登録の実施について（お願い）

この予約制乗合タクシーを利用するためには、事前に利用登録や利用する際に予約が必要です。そこで、4月1日より「伊予鉄バス」から「予約制乗合タクシー」へスムーズに移行し、バス利用者の皆さまが困惑されることのないよう、今回、「事前利用登録」をお願いするものです。なお、4月1日以降も利用登録は可能です。

事前利用登録の実施方法

1. 事前利用登録期限

令和3年3月30日（火）まで（必着）

- ※1 提出期限の対象者は、令和3年4月1日から利用する方です。
- ※2 期限を過ぎて提出いただいても、登録は可能ですが、4月1日からのご利用に間に合わない可能性がありますので、ご注意ください。

2. 提出方法

（有）祝谷タクシー事務所へ、「利用登録申込書」を直接持参いただくか、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。

お問い合わせ

有限会社 祝谷タクシー
住 所：〒790-0831
松山市山田町1386-7
TEL：089-977-3600
FAX：089-977-8011

松山市都市・交通計画課
TEL：089-948-6846